

(仮称) 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の選定結果について

令和4年12月16日(金)に募集を開始した(仮称)宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の指定管理者について、審査を行い、次のとおり候補者を選定しました。

なお、指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宇都宮市議会の議決を経た後に行います。

(仮称) 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設

(指定期間：令和5(2023)年11月20日～令和9(2027)年3月31日)

団体名称	資格審査 (※1)	提案審査		
	安定した 能力の保持	サービスの 向上 ----- 150点	経費の縮減 (提案額) ※2 ----- 50点	合計得点 ----- 200点満点
宇都宮市大谷観光周遊拠点施設 運営共同事業体	合格	108.54点 合格 ※3	50.00点 (90,040千円)	158.54点

※1 「資格審査」については、100点中60点以上で合格

※2 市が提示した指定管理料の上限額は、90,402千円(3年5カ月間総額)

※3 提案審査の対象が1団体の場合には、「サービスの向上」が合格基準(6割)に達しているかを審査